

記述情報の開示の好事例集2021 金融庁 2022年3月25日 (更新)

6. 「監査の状況」の開示例

目次

○有価証券報告書の事業の状況ほかに関する開示例

6. 「監査の状況」の開示例

味の素株式会社	6-1
株式会社リコー	6-3
第一生命ホールディングス株式会社	6-4
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	6-6
日清食品ホールディングス株式会社	6-7
株式会社明電舎	6-8
ライオン株式会社	6-9
アルプスアルパイン株式会社	6-10
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	6-11

投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：監査の状況

- 財務報告において監査役等がどのような責任を負っているか、具体的にその責任をどのように果たしているかの開示は有用
- 例えば、英国のAudit Committee Reportのように、監査役等が何に注目し、何をを行い、どのように評価したかの開示は有用
- 常勤監査役と社外監査役の活動内容の違いが分かる開示は有用
- 往査の実施状況について、特に海外子会社の状況の把握をどのように行っているかに関する開示は有用
- デュアルレポーティングの実施状況に関する開示は有用
- KAMに関する会計監査人との協議の実施状況や監査役等の検討に関する開示は有用

味の素株式会社（1/2）有価証券報告書（2021年3月期） P73-74

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(3) 【監査の状況】

2. 監査役会の活動状況

監査役会は、取締役会開催に先立ち月次に開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計14回開催し、1回あたりの所要時間は約1時間40分でした。年間を通じたような決議、報告、審議・協議がなされました。

決議12件：会計監査人選任、監査役会の監査報告書、監査役監査方針・監査計画・職務分担、会計監査人の監査報酬に対する同意、監査役活動年間レビュー等

報告40件：取締役会議題事前確認、監査役月次活動状況報告および社内決裁内容確認、監査役ホットライン通報報告、ESG経営およびSDGsに関する取組み（関連部門からの報告）等

審議・協議 13件：会計監査人の再任・不再任評価プロセス、監査報告書案、監査役ホットライン通報への対応方針等

また、監査役会を補充し、各監査役間の監査活動その他の情報共有を図るため監査役連絡会を毎月1回開催しています（当事業年度12回実施）。

3. 監査役会の主な活動

監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行う他、主に常勤監査役が、経営会議、企業行動委員会等の社内の重要な会議または委員会に出席しています。

監査役全員による取締役社長・コーポレート担当の取締役専務執行役員との会談を年4回開催し、監査報告や監査所見に基づく提言を行っています。また、1年間の部門監査やグループ会社往査を踏まえ、年度末に常勤監査役と管掌役員との面談を実施し、必要に応じた提言を行っています。その他、必要に応じ取締役・執行役員および各部門担当者より報告を受け意見交換を行っています。

当事業年度は、コロナ禍の状況下、年間を通じ、従来とは異なり、直接の監査・往査の実施はできるだけ控え、オンラインでのヒアリングや会議出席を多用する監査活動となりましたが、会計監査人の海外ネットワークを活用した海外監査法人とのオンライン・ミーティングを実施する等、例年にも劣らず効果的な情報入手・意見交換に努め、適切なモニタリングを行なうことができました。

土岐監査役は、取締役会の任意委員会であるコーポレート・ガバナンス委員会の委員に就任し、当事業年度は6回出席しました。

監査役会は、当事業年度は主として1) ガバナンス状況、2) 機関設計変更状況の把握と対応、3) グローバルなリスクへの対応とグループ会社管理、4) 「働き方改革」とダイバーシティその他人財への取組み、5) 棚卸資産管理と決算への確かな連動のモニタリングおよび 6) 新たな会計監査人との連携体制構築と三様監査の充実、7) 会計監査人の評価および選任・不再任の決定、を重点監査項目として取組みました。

1) ガバナンス状況：

デジタルトランスフォーメーション（DX）、事業モデル変革、全社オペレーション変革（Ox）等経営が推進する企業文化変革の取組みの進捗と課題につき、それらを担う新組織体制へのヒアリングその他モニタリングを実施し、必要に応じその結果を経営に報告・提言しました。

また、ESG経営およびSDGs観点からの事業運営の状況につき主管部門からの報告を受ける等のモニタリング活動を行いました。

2) 機関設計変更状況の把握と対応：

2021年株主総会による指名委員会等設置会社への移行に向け、取締役会に諮問するコーポレート・ガバナンス委員会の監査制度WGに監査役スタッフを参加させるとともに、監査役会その他の場にて、監査役会から監査委員会への変更における留意点や課題、特に内部統制システムを踏まえた監査体制の構築に向けた監査部との連携強化と執行からの独立性の確保の両立につき、監査部の機能強化も含め検討しました。

3) グローバルなリスクへの対応とグループ会社管理：

コロナ禍の状況下、国内外グループ会社への直接往査が困難な中、会計監査人から、海外主要拠点ネットワーク監査法人との「クライアント・サービス会議」その他ガバナンス等も含めた広範なリスク考察の詳細な報告を受けリスク・アプローチによるモニタリングを実施しました。

国内グループ会社15社の常勤監査役15名との会議・面談を年4回実施し、また常時情報共有をグループ監査役と行いました。

内部通報制度の実施状況のモニタリングを継続すると共に、その一翼を担う監査役ホットラインにおいてグループの役員に関する通報に直接監査役が対応しました。

4) 「働き方改革」とダイバーシティその他人財への取組み：

国内外グループ会社対象のエンゲージメント・サーベイ結果や「AGPを考える会」での課題提起の検証および企業行動委員会等の報告を通じ取組み状況および課題への対応を把握するとともに、グループ常勤監査役会議において国内グループ各社におけるコロナ禍における新しい勤務体制の中での労務管理その他コンプライアンス上の課題につき共有・確認の上、経営に必要な提言を行いました。

5) 棚卸資産管理と決算への確かな連動のモニタリング：

国内外拠点におけるコロナ禍での棚卸実査のあり方につき味の素株グローバル財務部および味の素フィナンシャル・ソリューションズ㈱ならびに会計監査人より報告を受けモニタリングを行いました。また、年度末には主要工場にて会計監査人の実施する棚卸実査に常勤監査役が立会い、網羅性を強化した棚卸実査が適切に実施されていることを確認しました。

6) 新たな会計監査人との連携体制構築と三様監査の充実：

監査役会は、当事業年度より会計監査人に起用した有限責任 あずさ監査法人との新たな連携関係を構築すべく情報・意見交換を重ねるとともに、会計監査人の新たな視点によるリスク抽出・課題認識を積極的に活用し監査の質的向上に努めました。また監査役・監査部・会計監査人の相互連携による三様監査の充実に努めました。

- 監査役会の重点監査項目と項目ごとに実施した活動内容を端的に記載

味の素株式会社（2/2）有価証券報告書（2021年3月期） P75

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

7) 会計監査人の評価および再任・不再任の決定：

当社の監査役会規程第18条（会計監査人の選任・解任・再任および不再任の決定）および監査役監査基準第34条（会計監査人の選任等の手続き）に基づき、監査役会の定める「会計監査人の選任および再任の基準」に従い、会計監査人の評価、関係者からのヒアリング等を行い、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるか、以下の通り確認しました。

時期	具体的な実施内容
8月27日	第144期会計監査人の再任・不再任決定プロセスを第3回監査役会にて審議し決定
11月25日	第6回監査役会にて、会計監査人より監査法人としての品質管理体制の説明を受ける。
12月15日	第7回監査役会にて、会計監査人による上記説明を基に、会計監査人の品質管理体制について評価。適切な品質管理体制が整備されていることを確認。 また、9月7日に公表された有限責任あずさ監査法人での継続的専門研修における不適切受講が会計監査人の評価に与える影響について確認。
1月26日	第8回監査役会にて、社内被監査部門による会計監査人评价の項目および会計監査人评价に向けた国内外主要グループ会社へのアンケート項目を確認。
1月28日～ 2月26日	社内被監査部門による会計監査人评价（監査チームや監査の実施状況等）および国内外主要グループ会社でのアンケート（監査役との連携および海外ネットワーク・ファームとの連携等）を実施。
3月23日	第9回監査役会にて、評価およびアンケート結果を共有。 また、3月9日に公表された日本公認会計士協会による有限責任あずさ監査法人への懲戒処分が評価に与える影響についても確認。

更に、本事業年度終了後、公認会計士・監査審査会の検査結果の報告を受け、検査結果に特段の問題がないことも確認しました。

その結果、現会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、当社グループにおける監査品質に関し、課題は認識されず、また監査法人のガバナンス・コードの原則にもすべて適応していることから、2021年度第144期における会計監査人は有限責任あずさ監査法人を再任することを監査役会で決定しました。

8) 社外取締役との連携

社外監査役3名は、社外取締役3名との間で「社外役員連絡会」を開催し、情報・意見交換を行いました。当事業年度は2020年8月31日、2020年12月15日および2021年3月29日の3回実施しました。

- 会計監査人の評価・選任プロセスについて、実施した内容を時系列に沿って具体的に記載するとともに、監査法人のガバナンス・コードの適用状況について確認している旨も記載

株式会社リコー 有価証券報告書（2021年3月期） P90-91

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(2)

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

C. 監査役会及び監査役の活動状況

監査役会は、(1)取締役、(2)業務執行、(3)子会社、(4)内部監査、(5)会計監査の5つの領域についてのリスクや課題を検討し年間の活動計画を定めました。各領域に対する監査活動の概要は表1のとおりになります。

これらの監査活動を通じて認識した事項について、取締役や執行部門に課題提起や提言を行いました。

表1：監査活動の概要

(1) 取締役	取締役会への出席
	指名委員会・報酬委員会へのオブザーブ出席(独立社外監査役)(注3)
	取締役会議長・代表取締役との定例会の開催(四半期)★
	取締役・監査役によるガバナンス検討会の開催(半期)★
(2) 業務執行	本社・事業所への監査
	グループマネジメントコミッティ(GMC)への出席(常勤監査役:出席率100%)
	業績審議会、グローバル会議、投資委員会、その他重要会議への出席
	CEO定例会・CFO定例会の開催(月次)★
	重要書類の閲覧・確認(重要会議議案書・議事録、決裁書類、契約書等)
(3) 子会社	子会社への監査
	子会社監査役との定例会の開催(月次)★
	グループ監査役情報交換会の開催(半期)★
(4) 内部監査	内部監査部門からの内部監査計画説明、結果報告(四半期)★
	内部統制部門との定例会の開催(月次)★
(5) 会計監査	三様監査会議(月次)★
	会計監査人からの監査計画説明、四半期レビュー報告、監査結果報告
	会計監査人评价の実施

★監査役が主催する会議

(注) 3 指名委員会・報酬委員会については、両委員会に対する審議の透明性を高めるため、当事業年度より独立社外監査役が各1名オブザーブ出席しております。

監査役会では、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による内外事業環境への甚大な影響を鑑み、また事態収束まで予断を許さない状況が継続する可能性を踏まえ、想定されるリスクの検討を行いました。その結果、表1に示した監査活動に加えて、「不確実性の高い経営環境下におけるグローバル・リスクマネジメント」及び「環境変化への柔軟な対応による監査活動の適正な遂行」を当事業年度の重点実施項目として定めました。

(1) 不確実性の高い経営環境下におけるグローバル・リスクマネジメントの監査

従来より注視してきた海外子会社やM&A実施後の子会社の内部統制システムの実効性に加え、当事業年度は「危機対応」と「変革加速」の施策が進められる中で、特にデジタルサービスの会社への変革加速の方針を踏まえ、以下を実施しました。

・リスクアプローチによる監査先選定

前事業年度より活用している「拠点リスクマップ」(注4)のリスク情報に対し、特にオフィスサービス事業については、各子会社別の売上実績や成長率などの定量データを追加収集し、網羅性を踏まえたリスクアプローチにより監査先の子会社を選定しました。

(注) 4 拠点リスクマップ：子会社の基本情報、リスク情報を一元管理、情報共有できるようにしたデータベース

・主管管理部門やリスク主管部門を通じた、子会社管理実態の監査

主管管理部門(注5)、リスク主管部門(注6)や海外の現地会計監査人との事前のコミュニケーションを充実させ、当該子会社の経営状態や、リスク・懸念事項等の情報収集を強化し、各子会社の状況に応じた確認内容とすることで、監査の実効性を高めました。

M&A実施後の子会社については、投資委員会による定期的なモニタリング結果よりPMI(買収後の統合)状況や懸念点などを把握し、ヒアリング内容の充実化を図り、当該子会社のガバナンス状況を確認しました。

(注) 5 主管管理部門：本社の子会社管理部門

(注) 6 リスク主管部門：重点経営リスクの推進展開責任区(経理、人事、IT部門等、本社の横串機能部門)

(2) 環境変化への柔軟な対応による監査活動の適正な遂行

当事業年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、従前のような現地往査は制約を受けることが見込まれたため、監査の実行性を確保する観点からリモート監査やデータ分析などの具体的な方法を検討し、監査を行いました。

・移動時間や場所の制約を受けないリモート技術の活用

複数の遠隔地を同時に繋いだヒアリング(対象子会社と地域統括会社、内部監査担当者など)や、社外監査役などの有識者の監査への参画を積極的にプランニングしました。

360°カメラ「RICOH THETA」や「360.biz」などの当社製品・ソリューションを含むIT技術を活用し、生産工場などへのバーチャル視察を実施しました。

・経理・内部監査部門及び会計監査人との連携並びにデータ分析の活用・強化

経理部門にて毎月実施している各子会社の財務レビュー結果のモニタリングを行い、売掛金や在庫などのデータ分析結果を活用し監査対象会社のリスク情報を把握しました。

内部監査部門や会計監査人との連携強化、特にコロナ禍における監査の実施状況・結果、課題の共有化を進め、それぞれの監査活動の実効性を確認しました。

(1) 監査役会等の活動内容を領域ごとに区分し、実施の頻度や監査役が主催する会議の情報を含めて端的に記載

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して「不確実性の高い経営環境下におけるグローバル・リスクマネジメント」等を監査重点項目として掲げ、実施内容を具体的に記載

第一生命ホールディングス株式会社（1/2）有価証券報告書（2021年3月期） P160-161

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

c. 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて随時に開催することとしております。当事業年度は合計23回開催し、1回あたりの所要時間は約1時間40分であります。

監査等委員会では、年間を通じたような決議、報告、協議がなされました。

決議36件	監査等基本方針・監査等計画、役員の選任・報酬に関する意見形成
	内部監査計画の同意
	会計監査人の解任又は不再任、会計監査人の報酬に関する同意
	監査実施結果、監査報告書等
報告111件	業務執行取締役へのヒアリング、グループ会社社長へのヒアリング
	重要会議等の報告（経営会議等）
	会計監査人による監査及びレビュー報告
	会計監査の実施状況、内部監査結果、重要なリスクに係る取組み、コンプライアンス推進の状況、内部通報等
協議3件	監査等委員の報酬等

また、監査等委員会を補完し、グループの監査活動その他の情報共有を図るため国内グループ会社の常勤監査等委員及び常任監査役等が参加する監査役連絡会を開催しております。

d. 監査等委員の主な活動

監査等委員は、取締役会（当事業年度は合計13回開催）に出席し、取締役の職務執行を監査しております。当事業年度における監査等委員の出席率は98%であります（社外監査等委員97%、社内常勤監査等委員100%）。加えて、常勤監査等委員は、経営会議（当事業年度は合計21回開催）等の重要会議に出席し、報告事項・審議状況等を確認しております。また、監査等委員会において、代表取締役社長を含む業務執行取締役等10名を個別に招致し、業務執行に係る課題認識や取組方針のヒアリングを実施するとともに、課題が認められた場合には必要に応じ、意見、提言を行っております。

その他、常勤監査等委員は、各ユニットからの定例報告及び重要な決裁書等の閲覧による各ユニットの業務遂行状況の確認、海外子会社（地域統括会社を含む）の監査等の実施並びに内部監査部門及び内部統制部門との緊密な連携を通じ、効率的な監査を実施しており、必要に応じて、各部門の執行役員及びユニット長から報告を受け、意見交換をしております。

監査等委員会は、当事業年度は主として (a) 成長リソースの確保と経営態勢の強化、(b) 国内事業構造の進化、(c) 海外生命保険事業・アセットマネジメント事業の基盤拡大、(d) イノベーションの創出、(e) 会計監査に係る取組みを重点監査項目として取り組みました。

また、監査等委員佐藤 りえ子は、取締役会の任意の諮問機関である指名諮問委員会の委員に就任し、当事業年度は5回出席いたしました。

同じく、監査等委員朱 殷卿、監査等委員増田 宏一は、取締役会の任意の諮問機関である報酬諮問委員会の委員に就任し、当事業年度は監査等委員朱 殷卿が7回、監査等委員増田 宏一が7回出席いたしました。加えて、上席常勤監査等委員長濱 守信は、両委員会にオブザーバーとして、指名諮問委員会に5回、報酬諮問委員会に8回出席いたしました。

重点監査項目	実施した活動内容
(a) 成長リソースの確保と経営態勢の強化	成長リソースの確保の観点から、グループERM・資本政策・財務戦略等の枠組み、取組状況、及びリスク管理状況を確認するとともに、次期中期経営計画の検討プロセスを確認いたしました。また、生産性向上・効率化推進に係る取組みについて、監査等委員会においてグループ人財戦略並びに国内及びグローバルでの人財育成取組みを確認いたしました。経営態勢の強化の観点からは、重要な連結子会社である第一生命保険株式会社の一連の不祥事案について、原因分析と再発防止策と共に、一連の金銭不正行為撲滅に向けた態勢整備・充実、企業風土改善に取り組んでいることを確認いたしました。また、国内グループ会社については内部統制システム全般の高度化・運用状況、ITガバナンス態勢強化の取組状況等を確認するとともに、海外グループ会社についても、グループコンプライアンス推進取組方針に基づく各種取組み、特にマネー・ローndリング防止・贈収賄防止、個人情報保護及び顧客保護の対応状況並びに新型コロナウイルス拡大に伴う影響を確認しております。
(b) 国内事業構造の進化	業務執行取締役へのヒアリング及び重要会議への参加等を通じて、グループ戦略の実効性並びに第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社及びネオファースト生命保険株式会社それぞれの事業計画・施策の遂行状況を確認いたしました。
(c) 海外生命保険事業・アセットマネジメント事業の基盤拡大	業務執行取締役へのヒアリングや日常監査を通じ、海外生命保険事業及び国内外アセットマネジメント事業における戦略の取組状況や各社の事業計画・施策の遂行状況を確認いたしました。また、海外の地域統括会社及び一部のグループ会社を対象としたリモート形式でのヒアリングを実施し、各社経営陣とのコミュニケーションを通じて、海外グループ各社の経営環境認識、事業戦略、及びそれを支える経営管理・内部統制状況等を確認いたしました。
(d) イノベーションの創出	業務執行取締役へのヒアリングや日常監査を通じて、次期中期経営計画の柱である「体験価値（CX）の改善を通じてお客さま満足度の向上を図るCXデザイン戦略」や、「テクノロジーを活用した新規顧客展開や新たな事業モデルの創出」に向けた検討・取組状況を確認いたしました。
(e) 会計監査	会計監査人と の四半期毎の三様監査及び意見交換会を通じて、会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号）、KAM（監査上の主要な検討事項）等について協議しました。また、業務執行取締役へのヒアリングや日常監査を通じて、上記に関連する情報開示についても検討・取組状況を確認いたしました。

■ 監査等委員会の重点監査項目と実施した活動内容を具体的に記載

第一生命ホールディングス株式会社 (2/2) 有価証券報告書 (2021年3月期) P161-162

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

e. 新型コロナウイルス感染症の影響下における監査業務対応

新型コロナウイルス感染症の拡大により海外往査が困難な中、監査等委員全員による米国・アジアの地域統括拠点の拠点長へのWeb会議等リモート形式でのヒアリング等を実施いたしました。加えて、会計監査人による海外子会社に対する監査として、リモート形式でのマネジメントインタビュー (2020年9月：米国・豪州、2021年3月：豪州) に、監査等委員会室スタッフが同席いたしました。このように、通常往査が困難な状況においても、代替手段により適切な監査を実施した結果、監査手続に大きな遅延はなく概ね予定どおりに完了しております。

また、会計監査人による監査業務への影響については、会計監査人は年度後半に予定した監査活動が困難にならないよう、往査やマネジメントインタビューの実施時期等を一部前倒しするとともに、詳細なスケジュールに当たり、対面形式とリモート形式の使い分けについて執行部門と協議する等、適切に年度監査を実施いたしました。監査等委員は会計監査人とWeb会議等を活用したコミュニケーションを通じて、適時適切に報告を受け、その結果、会計監査の品質が維持されていることを確認しております。

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が継続することにより、監査の遂行に支障を来す何らかの異常な事象が生じるリスクに備えるとともに、Web会議等によるリモート監査の利活用を一層促進し、対面等による監査と合わせて、ハイブリッドな監査方法を深化させてまいります。特に、今年度、往査を行えなかった海外グループ会社及び地域統括会社の経営管理体制に対するモニタリングの強化、会計監査人とのコミュニケーション及び連携の強化を図り、監査の質の維持向上に努め、適正な監査を確保するように対応してまいります。

② 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携等

a. 会計監査人との連携状況

監査等委員会は、四半期ごとに会計監査人より会計監査及び内部統制監査の手続き及び結果の概要につき報告を受け、意見交換を実施しております。監査等委員は、期中において、三様監査、意見交換会など会計監査人との会合をリモート形式で定期的に開催し、会計監査人の監査計画・重点監査項目・監査状況等及び会計監査報告書へのKAM(監査上の主要な検討事項)の項目・内容等の検討状況の報告を受け、課題の共有化と情報交換を図るとともに、有効かつ効率的な会計監査及び内部統制監査の遂行に向けて意見交換を行う等、緊密に連携しております。監査等委員会と会計監査人との連携内容は次のとおりです。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下における監査業務対応の状況を具体的に記載

(2) 会計監査人及び内部監査部門との連携状況について、KAMに関連する情報開示の適切性・整合性の確認を含め、実施時期と概要を端的に記載

(2) 会計監査人との連携

会議名	時期	概要
四半期レビュー報告	8月、2月	各四半期のレビュー結果について会計監査人より報告を受け、意見交換を行う。
中間監査報告	11月	中間監査結果を会計監査人より報告を受け、意見交換を行う。
年度末監査報告	5月	年度末監査報告(含む内部統制監査状況)、及び会計監査人の職務の遂行に関する監査等委員への報告を受領する。
監査計画等の説明	6月	当事業年度の監査計画及び監査報酬案の説明を受ける。
KAM(監査上の主要な検討事項)*	5月、6月、11月、2月	三様監査及び監査等委員会にて監査等委員と会計監査人が協議する。

*KAMに関連する情報開示の適切性・整合性についても確認しております

b. 内部監査部門(監査ユニット)との連携状況

内部監査部門(監査ユニット)作成の内部監査計画を確認し、これに同意するとともに、定期及び随時に内部監査結果の報告を受け、内部統制システムの整備及びその運用状況等について確認を行っております。加えて内部統制担当所管等からも、定期及び随時に報告を受け、確認を行っております。

内部監査部門(監査ユニット)は、会計監査人との定期及び随時の会合において、会計監査人より監査の状況や監査結果等について報告を受けるとともに、会計監査人の求めに応じて内部監査の規程、実施状況及び内部監査結果等を報告する等、緊密に連携しております。監査等委員と内部監査部門(監査ユニット)との連携内容は次のとおりです。

(2)

会議名	時期	概要
合同監査会議	原則毎月1回	内部監査計画、内部監査結果等について説明を受ける。監査実施状況等、監査等計画案、内部監査計画について意見交換を行う。
月例報告	原則毎月1~2回	内部監査部門(監査ユニット)からの監査報告を受ける(テーマ監査、実施前の意見交換及び実施結果等)。
海外グループ会社に関する監査会議	原則毎月1回	海外事業会社に関する監査実施状況等について意見交換を行う。

常勤の監査等委員、内部監査部門(監査ユニット)及び会計監査人が参加する三様監査会議も行っており、緊密に連携しております。会計監査人、内部監査部門(監査ユニット)との主な連携内容は次のとおりです。

(2)

会計監査人、内部監査部門(監査ユニット)との連携

会議名	時期	概要
三様監査	5月、8月、11月、2月	常勤の監査等委員、内部監査部門(監査ユニット)及び会計監査人それぞれの監査状況について情報交換、意見交換を行う。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 有価証券報告書（2021年3月期） P105

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(2)

(3) 【監査の状況】

① 監査委員会監査の状況

(監査委員会監査の手続、活動状況)

二. 監査委員会監査の基本方針

監査委員会は、取締役会の監督機能の一翼を担う機関として、当グループの経営課題の解決に向けた業務執行状況に対して、グループ全体の最適確保の観点を重視した監査を実施しています。

監査委員会の監査活動にあたっては、当グループ全体の内部統制状況の検証活動を通じ、業務執行の効率性・実効性、健全・公正な価値観や企業風土の醸成・向上が図られているかどうかを確認することを基本方針にしております。

そのうえで、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大・継続し、従来以上に多様なリスクと不確実性の高い経営環境が想定されること、及び新中期経営計画の初年度であることを踏まえ、リスク管理の高度化や同計画の進捗状況の確認を課題として認識し、監査活動を実施しています。

ホ. 当事業年度の重点監査項目と各項目で議論された内容

	重点監査項目	監査の主なポイント
1	新中期経営計画の進捗状況	外部環境の影響、施策の成長性・収益性
2	新型コロナウイルス感染症の影響の把握とそれに基づく施策の立案状況	危機管理対応態勢、ニューノーマルに向けた業務態勢の構築
3	三線防御体制（スリーラインズ・オブ・ディフェンス）を基本としたグループ全体のリスク管理体制の構築状況	当グループに相応しいリスク管理及びコンプライアンス態勢の整備
4	その他の統制の構築・運用状況	IT開発に係る統制態勢、グローバル・ベースの規制への対応態勢
5	適正・的確な財務報告及び開示に係る統制の状況	財務報告プロセス、監査上の主要な検討事項に係る会計監査人との協議、情報開示の適切性
6	資産運用・管理業務の高度化に係る対応状況	株式会社日本カストディ銀行の設立と運営態勢 資産運用会社の戦略推進状況

へ. 主な具体的監査活動

主たる担当	相手方等	監査活動
監査委員会 (全監査委員)	取締役会室	・取締役会・事前協議会（社外取締役等に対して取締役会議案等の事前説明を行う会合）への出席、意見の申述
	執行役等	・代表執行役との意見交換（年2回） ・執行役との意見交換（各執行役ごとに年1回）
	内部監査部	・監査結果報告の受領（毎月） ・監査計画への意見の申述
	会計監査人	・会計監査計画の説明の受領 ・会計監査の実施状況報告の受領（年4回） ・会計監査人の評価の実施
	常勤の監査委員	・日常の監査活動の報告の受領（毎月）
	グループ各社	・主要なグループ各社の代表者等との意見交換（各社ごとに年1回） ・主要なグループ会社の監査等委員会等との意見交換
	社外取締役	・共同でのヒアリング活動を通じた重要な監査事項に関する意見交換
常勤の監査委員	書類の査閲	・重要な社内資料等の査閲、質疑の実施
	経営会議等	・経営会議等の重要な会議への出席、監査意見の申述
	部長等	・主要部署の部長との意見交換（三井住友信託銀行株式会社の部長を含む。部長ごとに年1～6回）
	内部監査部	・監査情報の交換（毎月）
	会計監査人	・会計処理上の論点の確認（年4回） ・グループ各社に対する会計監査の状況に係る報告の受領（年2回）
	グループ各社の監査役等	・主要なグループ各社の監査役等との意見交換（各社ごとに年1～6回）

(1) 監査委員会の重点監査項目と議論された内容を端的に記載

(2) 監査の活動内容を実施主体ごと（監査委員会と常勤の監査委員）に監査対象先等に区分し、実施の頻度を含めて端的に記載

日清食品ホールディングス株式会社 有価証券報告書（2021年3月期） P74-75

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(3) 【監査の状況】

(ウ) 監査役および監査役会の活動状況

(監査役の主な活動)

a. 取締役会に出席し、議事運営・決議内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行っております。その他の企業統治に関する機関については、常勤監査役が経営会議、社外監査役が経営諮問委員会に出席しております。

また、業務執行を行わない役員が経営上の優先課題について認識共有をする場である独立社外取締役・監査役連絡会を開催し、事業上のリスクに関するテーマ（①情報セキュリティへの対応、②訴訟等法務リスクへの対応、③製品の安全・安心への対応）について議論を行いました。

b. 業務執行取締役とは複数回の面談を実施すると共に、16人の執行役員全員へのヒアリングも実施し、当社グループの経営課題が明確に共有された業務執行状況であることを確認しております。重要な決裁書を閲覧し、社内決議に基づいた承認手続きを確認しております。また、重要な投融资案件を審議する投融资委員会にも出席し意見を述べております。

c. 当事業年度は38事業所について往査を通じて適正な事業運営であることを確認し、作成した監査調書は監査役間で共有しております。監査効率の向上を図るため、6回の三様監査会議において内部監査室及び会計監査人と監査所見や内部統制の状況などについて情報交換を行いました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、監査役監査はリモートのWeb会議システムで行い、当初計画に沿った活動を行いました。今後もリモート監査を取り入れ効率的に適正な監査を確保する予定です。

なお、監査役と会計監査人との連携内容は、次のとおりです。

連携内容	概要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
四半期レビュー報告	決算監査の状況等の説明					■			■				■
監査計画等の説明	監査計画及び監査報酬案			■	■								
三様監査	監査活動の共有と意見交換		■		■		■		■		■		■
監査報告書	会社法・金融商品取引法監査の結果		■	■									
内部統制監査報告	監査結果の説明			■									
情報・意見交換	KAMの検討や新規会計基準等	■				■		■		■		■	

(監査役会の活動)

当事業年度は主として、下記を重点監査項目として取り組みました。1回あたりの所要時間は約1時間半でした。また、決議事項は17件、報告事項は40件、審議・協議事項は9件でした。その主な内容は、次のとおりです。

(決議17件)：監査実施計画、会計監査人再任、会計監査人の監査報酬に対する同意、監査役会の監査報告書、補欠監査役選任議案に対する同意等

(報告40件)：監査実施概要報告、非常勤監査役への報告、重要会議出席、取締役会への監査役報告、経営会議等の重要案件の概要報告等

(審議・協議事項9件)：年間監査計画、会計監査人の報酬の妥当性、監査役会の実効性評価、デジタルガバナンス、会計監査人の評価および再任・不再任、監査報告書等

(2)

なお、重点監査項目としては、主として下記の項目につき取り組みました。

a. 監査上の主要な検討事項（KAM）の選定

監査上の主要な検討事項（KAM）の洗い出しにおいて会計監査人と協議を複数回行い、適切な会計処理と開示がされていることを確認しました。

b. 子会社管理状況

電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら子会社への往査を実施し、各社の状況把握に努めるとともに、業務改善提言等を行いました。また、11回のグループ事業会社監査役会を開催し、国内グループ会社の内部統制状況について情報共有しました。

c. 健康経営への取り組み状況

「スマートワーク2000」および「ダイバーシティの推進」への取り組み状況を確認いたしました。また、「新型コロナウイルス感染症」への対応状況についても確認しました。

d. 決算処理の状況

棚卸資産および有形固定資産管理状況を確認するほか、新たに当事業年度から適用となる「見積もり開示会計基準」への対応や新規連結子会社の株式取得における適切な会計処理および開示がされていることを確認しました。

e. ITガバナンスへの対応状況

情報セキュリティ体制、ITリスクマネジメント体制およびIT戦略への取り組み状況を確認しました。ITガバナンスに関しては、内部監査室が実施しているIT統制の実態把握、また、関連部門からのヒアリングを実施し、当社グループ全体の優先的な経営課題の認識や意思疎通の状況を検証しました。また、デジタルガバナンスコードを意識した体制整備の状況や今後の方向性について確認いたしました。

(1) 監査役と会計監査人の連携内容の概要と実施時期を平易に記載

(2) KAMの選定を含め、監査役会の重点監査項目と実施した活動内容を端的に記載

株式会社明電舎 有価証券報告書（2021年3月期） P45-46

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会の監査の状況

i 組織・人員及び開催頻度

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役5名（うち、社外取締役3名と常勤の社内取締役2名）で構成されます。各委員の監査等委員会等への出席状況はii項の表のとおりであります。

2020年6月26日開催の第156期定時株主総会の決議をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に機関設計を変更したため、2020年5月までは監査役会を、2020年6月からは監査等委員会を開催しております。平均開催時間は約2時間です。

また、監査等委員会に専属の部門として監査等委員会支援部を設置し、法務・資金・経理・営業・海外・内部監査を経験した3名が在籍しております。

ii 各監査役及び各監査等委員の状況並びに当連結会計年度に開催した監査役会、監査等委員会及び取締役会への出席状況

氏名	経歴等	監査役会	監査等委員会	取締役会
町村 忠芳 (委員長 常勤)	当社代表取締役及び関係会社代表取締役を務めた経験から、当社事業全体に精通しております。	—	100% (11/11回)	100% (10/10回)
伊東 竹虎 (常勤)	当社の設計・生産、工場運営等の経験から事業の業務プロセスに精通しております。	100% (2/2回)	100% (11/11回)	100% (13/13回)
秦 喜秋 (独立社外)	損害保険会社における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。	100% (2/2回)	100% (11/11回)	100% (13/13回)
縄田 満児 (独立社外)	金融機関における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。	100% (2/2回)	100% (11/11回)	100% (13/13回)
林 敬子 (独立社外)	大手監査法人における公認会計士の実務経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。	—	100% (11/11回)	100% (10/10回)

(注1) 町村忠芳及び林敬子は、2020年6月26日開催の第156期定時株主総会において、監査等委員である取締役に選任されました。

(注2) 同株主総会終結時に退任した監査役加藤誠治は監査役会に2回、取締役会に3回出席しております。

(注3) 伊東竹虎は、2021年6月24日開催の第157期定時株主総会の終結の時をもって辞任しました。

(注4) 加藤三千彦は、2021年6月24日開催の第157期定時株主総会において、監査等委員である取締役に選任されました。

iii 監査役及び監査等委員会の主要な業務と役割分担

項目	概要	常勤	社外
取締役の職務執行監査	代表取締役(副社長含む)との面談・聴取 6回	○	○
	取締役社長との定期連絡会 8回	○	—
	上記を除く業務執行取締役、執行役員、主要部門長への往査・面談・聴取 64回	○	※
取締役会の監視・監査	意思決定・監督義務の履行状況の監視・検証 13回	○	○
取締役会以外の重要会議の監視・監査	意思決定・監督義務の履行状況の監視・検証(監査等委員である社外取締役には議論内容等を毎月報告) 63回	○	○
内部統制システムにかかる監査	会社法の内部統制につき、取締役の職務執行監査や重要会議の監視等を通じた確認(内部監査部門との情報共有 8回)	○	—
	金商法の財務報告内部統制につき、会計監査人及び内部監査部門からの報告内容の確認・検証 5回	○	○
会計監査	計算書類等に関する会計監査人から報告を受けた監査の方法・結果の相当性、及び会計監査人の独立性等の判断・検証(会計監査人からの報告 3回)	○	○
企業集団における監査	国内関係会社取締役会への出席 122回	○	—
	常勤監査等委員、常勤監査役を置く国内関係会社の監査役経営監査部及び監査等委員会支援部を構成員とするグループ監査等連絡会による監査状況の確認等 4回	○	—
	海外関係会社の内部統制の整備状況等の確認(内部監査部門との情報共有) 4社	○	○

■ 監査役及び監査等委員会の主要な業務について、実施回数や常勤と社外の役割分担を含めて端的に記載

ライオン株式会社 有価証券報告書（2020年12月期） P80-82

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

2) 監査役および監査役会の活動状況

監査役会は2ヵ月に1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。当事業年度において当社は監査役会を合計15回開催しており、個々の監査役の出席状況については下表のとおりです。なお、監査役会以外に、監査役相互の情報共有促進を目的とした監査連絡会を適宜開催しております。（当事業年度6回実施）

当事業年度における各監査役の監査役会の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	監査役会出席状況
常勤監査役	新川 俊之	15回中15回 (100%)
常勤監査役	鎌尾 義明	15回中15回 (100%)
社外監査役	山口 隆央	15回中15回 (100%)
社外監査役	竹本 節子	15回中15回 (100%)

監査役会では、監査方針および監査計画、監査報告書作成、会計監査人の選任、会計監査人の報酬、決算等を主に検討しております。

○決議事項 14件：

監査方針および監査計画、監査役活動予算、監査役会の監査報告書、有価証券報告書および四半期報告書の監査、社外監査役候補者の選任の同意、会計監査人の解任・不再任に係る評価、会計監査人の報酬の同意、監査役補助使用人の人事評価の同意 等

○協議事項 17件：

取締役会議案に対する意見確認、監査役報酬額、監査役会の実効性評価、「企業内容等の開示に関する内閣府令」改正対応 等

○報告事項 22件：

月次監査役監査実施状況、財務報告に係る内部統制報告の聴取 等

監査役の活動は、取締役会その他重要な会議（執行役員会、指名諮問委員会、報酬諮問委員会、企業倫理委員会、サステナビリティ推進会議、安全衛生防災会議、CS/PL委員会等）への出席、取締役・執行役員との意思疎通および職務執行状況の監査（財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る職務執行状況を含む。）、重要な決裁書類等の閲覧、本社および主要な事業所の部所長、ならびに、国内・海外関係会社の社長・取締役・監査役等との意思疎通・往査、会計監査人からの監査の計画および実施状況・結果の報告の確認等を行っております。

〔主要な監査活動の回数〕

監査活動の内容	回数
取締役との意思疎通および職務執行状況の監査	7回(代表取締役3回)
執行役員との意思疎通および職務執行状況の監査	11回
本社・主要な事業所の部所長との意思疎通・往査	26回
関係会社の社長・取締役・監査役等との意思疎通・往査	7回
合計	51回

② 内部監査の状況

1) 内部監査の組織、人員および手続

内部監査は、社長直轄の監査室が実施しており、本報告書提出日現在13名の体制で構成されております。内部監査は、年間内部監査計画にもとづき、各部所および関係会社の業務執行状況について、「違法性、妥当性、効率性等」内部統制に関わる監査、コンプライアンス推進状況を監査しております。内部監査の結果は、代表取締役社長、各担当役員、取締役会および執行役員会に報告するとともに、監査役会にも報告され、監査役監査との連携を図っております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備と運用状況を把握、評価し、代表取締役社長および監査役会に報告しております。

(2)

2) 内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携ならびにこれからの監査と内部統制部門との関係

監査役は、EY新日本有限責任監査法人から、下表のとおり、定期的に報告を受けるとともに、リスク・アプローチ視点での質疑応答、意見交換を行い、連携を図っております。

連携内容	時期	備考
監査計画・監査報酬案(当事業年度)についての会計監査人による説明	4月	
各四半期レビュー結果についての会計監査人による説明	4月、7月、10月	
監査状況に関する情報共有・意見交換	3月、4月 5月、7月、12月	当事業年度の監査状況、KAM適用に向けた意見交換等
会計監査人の評価についての監査役によるインタビュー	1月	
監査結果についての会計監査人による報告	2月、3月	会社法および金融商品取引法（会計監査プロセスの一環として実施する内部統制を含む）に対応

監査役は内部監査部門である監査室と次の事項について都度、リスク・アプローチ視点での情報交換を行い、連携を図っております。

項目	時期	内容
監査役および監査室の当事業年度監査計画を共有	1月	
内部監査状況・結果についての監査役との情報共有・意見交換	随時	監査結果（監査報告書）・活動内容の共有・意見交換
監査室が実施した財務報告に係る内部統制の評価状況・結果に関する監査役会への報告	1月、6月、12月	

(1) 主要な監査活動の回数を記載

(2) 会計監査人との連携状況について、KAM適用に向けた意見交換の状況等を含め、実施時期と概要を端的に記載

アルプスアルパイン株式会社 有価証券報告書（2021年3月期） P56-57

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(3) 【監査の状況】

2) 監査等委員会の活動状況

ii) 監査等委員会の主な検討事項

付議事項	件数	検討事項
決議事項	17件	監査方針、監査計画、職務分担、監査費用予算、会計監査人の選任、会計監査人の報酬の同意、監査報告書、監査等委員会委員長選任、執行側への意見・申し入れ事項、その他法令で定める事項等
審議事項	22件	取締役会議案確認、事前審議が必要な決議事項、KAM (Key Audit Matters) 検討、監査等委員会からの情報発信、グループ監査等委員会連絡会の運営等
報告事項	95件	監査等委員会監査活動状況（月次・四半期・通期）、株主総会関連、三様監査の連携概要、有価証券報告書監査、海外拠点監査、競業取引・利益相反取引等監査、内部監査部門からの聴取（内部監査報告、内部統制（会社法・金商法）報告、コンプライアンス報告、内部通報状況等）等

iii) 重点監査項目

主な検討事項に加え、特に重点的に監査を実施する項目を定めており、当事業年度における重点監査項目及び取り組みは以下のとおりです。

・中期計画基本方針の浸透状況の確認

第1次中期計画の2年目として、中期計画基本方針（行動指針、事業方針、事業目標）の浸透状況や新型コロナウイルス感染症の影響に対する施策の遂行状況を、取締役会聴取、取締役・執行役員等との面談により確認し、経営陣に必要な提言を行いました。

・内部統制システムの構築・運用状況の確認

会社法及び金融商品取引法の内部統制構築・運用状況、不備の是正状況を内部統制部門から報告聴取、取締役・執行役員等との面談により確認し、内部統制上の課題を識別した場合には、必要な改善要請を行って是正に向けた全社的な取り組みにつなげています。

・経営統合の推進状況の確認

アルパイン(株)との経営統合後の経営体制の妥当性を取締役会聴取、取締役・執行役員等との面談により確認し、経営陣に必要な提言を行いました。

iv) 監査環境の整備

監査等委員会は、適切に職務を遂行するため、代表取締役、その他の取締役、執行役員及び従業員（子会社を含む）と定期的または随時の面談を持ち、重要会議に出席・傍聴しています。また、社外取締役会連絡会において監査等委員でない社外取締役との連絡を図り、会計監査人、内部監査部門とは常日頃からコミュニケーションを取ることで、スタッフとともに情報収集及び監査環境の整備に努めています。

(1)

v) 会計監査人の監査の相当性

四半期・通期の決算監査に加えて、財務諸表監査における監査上の主要な検討事項であるKAM (Key Audit Matters) について、会計監査人と緊密なコミュニケーションを行いました。そして、事業等のリスクがある項目を中心に具体的なテーマを設定して、経理部門とも連携して検討を重ね、主要な検討事項を意識した監査を実施し、会計監査人の監査報酬の適正性を含め、会計監査人の監査の相当性を確認しています。

(2)

vi) 新型コロナウイルス感染症の影響下における監査業務対応

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により海外拠点の往査が困難になりましたが、各拠点のかかる影響下における経営状況や経営統合後の組織再編状況の進捗等を確認するため、オンライン形式によるリモート監査に切替えて、中国、欧州、北米3地域の8拠点を実施しました。各拠点の状況を確認し、結果を担当執行役員に報告、意見交換するとともに、取締役会で報告を行いました。また、会計監査人による監査業務については、会計監査人とのオンライン形式を含めたコミュニケーションを通して適時適切に報告を受け、監査手続が遅延なく予定通りに完了していることを確認しています。

vii) その他の検討事項

・取締役会に対する監査等委員会からの提案及びモニタリング

前事業年度の取締役会実効性評価の結果を受けて、監査等委員会から取締役会における意思決定の手続きの精度向上、議論の活性化、会議の効率化等に関して提案を行い、改善状況のモニタリングを実施しています。

・監査等委員会からの情報発信

監査等委員会の活動内容や、近時のガバナンス動向に関する当社への影響及びそれらへの取り組みに関する考察等を社外取締役と連携してまとめ、当事業年度から経営陣に向け情報発信を行っています。

viii) グループ監査等委員会連絡会

当社グループにおいては、グループ監査等委員会連絡会を年2回開催し（当事業年度は9月と3月）、グループ全体のモニタリング強化のため、相互の情報を共有するとともに、グループにおける課題に関してディスカッションを行い、全体のレベルアップに取り組んでいます。

(1) 会計監査人の監査の相当性の確認について、KAMを意識したコミュニケーションの実施や事業等のリスクを中心としたテーマの検討等の実施内容を記載

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響下における海外拠点に対する監査の実施状況について、対象とした地域及び拠点の数を含めて記載

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 有価証券報告書（2021年3月期） P98-99,101

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(3) 【監査の状況】

① 監査委員及び監査委員会の状況

・ 当期の監査活動の概要

当期において実施した監査活動の概要は以下のとおりです。

I 監査計画の策定

監査委員会は、MUFGの事業戦略及び経営上の課題並びに関連するリスク等の評価に基づき、期初において年間の監査計画を策定するとともに、期中における経営環境や事業の変化の影響等を踏まえ、適宜計画を修正・更新しております。監査計画においては、当期の重点監視テーマを設定し、リスクベースの監視・監督に努めております。

II 実施した監査の概要

監査委員会における報告・質疑応答等

当期において監査委員会は毎月の定例会議を12回、臨時会議を4回、合計16回開催しました。監査委員会では、主要業務分野の関係役職員・外部監査人を招いた質疑応答の他、内部監査統括執行役(グループCAO)から内部監査の実施状況等に関し定例報告を受けるとともに、主な検討事項として、監査委員会方針に定める監視・監督の5項目(財務報告、リスク管理及び内部統制、コンプライアンス、内部監査、外部監査)を中心とした監視・監督を行いました。監査計画に基づき各項目で検討した主な内容は以下のとおりです。

- (i) [財務報告] 財務報告作成態勢(貸倒引当金、買収・出資・システム投資に係る資産の減損リスク認識、デリバティブ取引の時価評価等、重要な会計上の見積りを要する事項)・財務報告に係る内部統制(SOX)上の重要課題への対応及び決算プロセスの堅確化・早期化・効率化
- (ii) [リスク管理及び内部統制] リスクと内部統制の有効な管理のための3つのディフェンス・ライン各々が機能・連携したPDCAサイクルの運営、新型コロナウイルス感染拡大・リモートワークに伴うリスクや貸倒引当金設定への対応を始めとした信用・オペレーショナル・IT・サイバー等のリスク管理態勢
- (iii) [コンプライアンス] グループ・グローバルコンプライアンス態勢・コンプライアンスリスク事象対応
- (iv) [内部監査] グループ・グローバル監査態勢の整備及び要員等の持続的な強化
- (v) [外部監査] 外部監査人とMUFGグループ各社間のコミュニケーションの状況、監査上の主要な検討事項(KAM: Key Audit Matters)

(中略)

主計部門・会計監査人との協議

主計部門・会計監査人からはグループの連結決算及び会計監査の状況について、各四半期を含む年間をつうじて詳細な説明を受けております。主計部門からは、特に重要な会計上の見積りを要する事項をはじめ、グループの連結決算に係る会計処理及び開示を含む財務報告上の主要テーマについて報告を受け協議を行っております。

また、会計監査人からは、期初の段階で年間監査計画の説明を受けるとともに、その実施状況について報告を受け協議を行っております。特に、当期の会計上の及び監査上の主要な検討事項(KAM)として認識された与信費用・貸倒引当金の会計処理及び開示並びにその他の重要事項については、主計部門及び会計監査人より詳細な説明を受け質疑を行いました。

(中略)

② 内部監査の状況

当社では内部監査の使命を「リスク・ベースで客観的なアシュアランス、助言及び見識を提供することにより、MUFGグループの価値を高め、MUFG Wayの実現に貢献すること」とし、具体的には「ガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールの各プロセスの有効性の評価及び改善を、体系的で、内部監査の専門職として規律ある手法をもって行う」こととしております。

内部監査の使命・目的、役割、組織上の位置づけ等に係る基本事項は、内部監査関連規則に定められており、MUFGグループの内部監査部門を統括する部署として監査部を設置しております。2021年3月末現在の人員は273名(内、子銀行等を兼務する当社主兼務者248名)で構成されており、MUFGグループ全体の内部監査に係る企画・立案の主導、子会社等の内部監査の状況をモニタリングし必要な指導・助言、管理を行うほか、当社各部署に対する内部監査の実施等の機能を担っております。内部監査計画や実施した内部監査結果などの重要事項は、監査部から監査委員会及び取締役会に報告されます。内部監査の実施にあたっては、限られた監査資源を有効かつ効率的に活用するため、内部監査の対象となる部署や業務に内在するリスクの種類や程度を評価し、それに応じて内部監査実施の頻度や深度などを決める「リスクベースの内部監査」に努めております。

当社及び当社の直接出資会社の内部監査部署は、必要に応じ監査委員会(当社の直接出資会社においては監査等委員会もしくは監査役)及び会計監査人との間で協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努めています。また、当社監査部の統括のもと、連携・協働により、それぞれの取締役会による監督機能を補佐します。さらに当社は、内部監査部署と監査委員会委員、内部監査部署と会計監査人との意見交換会を開催し、必要に応じて監査施策や監査結果に係る情報を共有しております。

また、内部監査、監査委員会監査及び会計監査と内部統制所管部署との関係は、監査部、監査委員会、会計監査人が内部統制所管部署に対して独立した立場で監査を実施し、内部統制所管部署はそれらの監査が効率的かつ適切に実施されるよう、協力する関係にあります。

- 主計部門及び会計監査人との協議において、KAMとして認識された事項を含む重要事項について詳細な説明を受け質疑を行った旨を記載

！最新版は金融庁ウェブサイトに掲載しています。 <https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>

！開示の好事例としての公表をもって、開示例の記載内容に誤りが含まれていないことを保証するものではありません。